助成金申請書類作成の手引き

令和2年度 電気自動車等の普及促進事業 (V2H ビークル トゥ ホーム)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

T163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル14階

TEL :03-5990-5068

Eメール: cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-

feed/index.html

受付時間:月曜日~金曜日(祝祭日を除く)

9:00~17:00(12時~13時までは除く)

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成	^茂 金を申請される皆様へ	1
1	事業概要	2
1.1	目的	2
1.2	事業スキーム	2
1.3	スケジュールフロー	3
2 1	助成内容	4
2.1	助成対象者(交付要綱第3条参照)	4
2.2	助成対象機器(交付要綱第4条参照)	5
2.3	助成対象経費(交付要綱第6条参照)	6
2.4	助成金額(交付要綱第7条参照)	6
2.5	5 リース契約	6
3	交付申請	7
3.1	申請手続き(交付要綱第8条参照)	7
3.2	申請方法	7
3.3	申請にあたっての留意事項	8
4	変更•処分	10
4.1	軽微な変更	10
4.2	処分の制限(交付要綱第18条参照)	10
4.3	処分の手続き	11
4.4	その他(交付要綱第より抜粋)	13
_	19 山 聿 粨	1 5

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2. 助成金で取得した助成対象機器を、当該の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。)しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象機器の管理状況について調査することがあります。
- 3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- 4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を 取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額 に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。
- 5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

1.1 目的

電気自動車等の普及促進事業(以下「本事業」という。)とは、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が、都内の個人、事業者が電気自動車等(EV/PHV)・外部給電器・V2Hを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

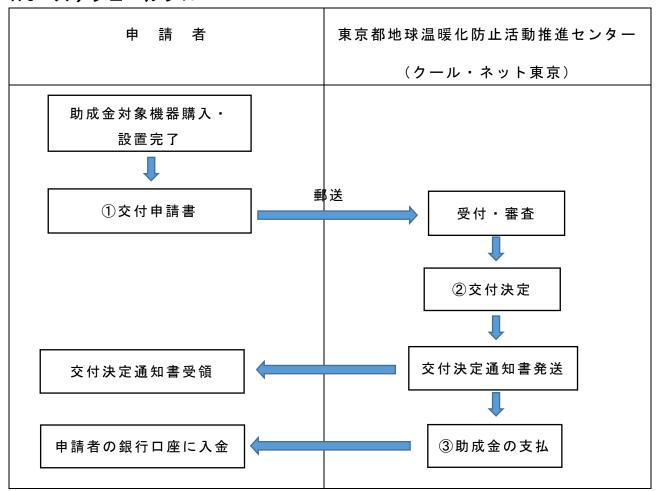
1.2 事業スキーム



- ・基金の造成
 - 都は、本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。
- 助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる電気自動車等を導入する 助成対象者に対して、その経費の一部を助成します。

1.3 スケジュールフロー



- ① 申請者は、助成対象機器を購入し設置完了後1年以内に申請を行ってください。 (申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。) ただし、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず購入日から1年以内に 提出が難しい場合は、ご連絡ください。
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者の口座に助成金の支払いを行います。

2 助成内容

2.1 助成対象者(交付要綱第3条参照)

(1) 助成対象者の種別及び要件

種別	種別 要件(申請日時点)		
①都民(個人)	・都内の戸建住宅にV2Hを設置、使用していること ・対象となる戸建住宅に太陽光発電システムを設置してい ること		
②リース事業者	・上記①の者とリース契約を締結したリース事業者 (リース契約についての詳細はP6参照)		

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

(2) 戸建住宅

「戸建住宅」とは、建物の全部事項証明書(登記簿)の表題部にある種類が「居宅」であるものとし、集合住宅、工場、事務所等を除きます。

- *集合住宅、工場、事務所等へのV2Hの設置につきましては、「充電設備の 導入促進事業」をご参照ください。
- *店舗兼住宅、事務所兼住宅は、店舗等の部分と住宅部分で個別に電力供給契約を結んでおり、住宅部分にV2Hを設置する場合は対象となります。

(3)太陽光発電システム

戸建住宅に設置する太陽光発電システムは、以下の2つの要件を満たすこと

- ・太陽光発電システムで発電した電力を、V2Hを設置する戸建住宅で使用可能なこと
- ・構成するモジュールが国又は海外の認証を受けていること。若しくは国、都、区市 町村等から太陽光発電システムに係る補助金・助成金の交付をうけていること
 - *店舗兼住宅、事務所兼住宅は、太陽光発電システムで発電した電力を、V2H を設置する戸建住宅でのみ使用可能な場合は対象となります。

2.2 助成対象機器(交付要綱第4条参照)

- 令和2年4月1日以降に設置されたV2Hであること。
- ・助成対象者が都内の戸建住宅に設置し、使用するV2Hであること。
- ・設置された日において、CEV補助金 (※) のV2Hの対象機種になっていること。

CEV補助金の対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター トップページ

http://www.cev-pc.or.jp/

補助対象機器はこちら

https://www.tokyo-co2down.jp/cmsup/pdf/evv2h_ichiran.pdf

- ※ CEV補助金:経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」
 - ・設置日から申請受付日までの期間が1年以内であること。
 - ※申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。
 - ※ただし、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず設置日から1年以内 に提出が難しい場合は、ご連絡ください。
 - ・新品であること。ただし、住宅の建築に合わせて設置する場合は、新品未使用で あることが証明されること
 - ・助成対象者が購入、設置し、代金の支払いが完了した機器であること。または、 助成対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立 て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - 都の他のV2H助成金の交付を重複して受けていないこと。
 - ※本助成金においては、都のV2H以外の助成金や、都以外の補助金・助成金の 受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制 限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

2.3 助成対象経費(交付要綱第6条参照)

助成対象経費 = V2H本体の購入費

- ・工事費、オプション等の諸費用、消費税は含みません。
- ・本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費とします。

2.4 助成金額(交付要綱第7条参照)

助成金額 = 助成対象経費 $\times \frac{1}{2}$

(上限30万円、千円未満切り捨て)

※区市町村等の補助金を併用する場合は、

助成金額 = 助成対象経費 $\times \frac{1}{2}$ (上限30万円) -

区市町村等の補助金額 (千円未満切り捨て)

2.5 リース契約

- リース事業者が助成対象機器を購入する場合は、以下の点にご注意ください。
 - ・申請者および助成金の支払先は、リース事業者です。
 - ・助成対象機器の購入およびリース契約の締結完了後に助成金の申請を行ってくだ さい。
 - ・リース使用者(貸与先)に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの(その他の助成金)で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含みます。リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書(第10号様式)」を提出してください。
 - 転リースでも申請できます。

3 交付申請

3.1 申請手続き(交付要綱第8条参照)

(1)申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和2年度受付期限 令和3年3月31日(水曜日)必着

助成金の交付申請は、助成対象機器を購入した後、P15以降に記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに郵送により提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

(2) 不備の連絡先

	申請種別	連絡方法
購入	交付申請書の、「販売店担当者が助成金申 請に関する一切の窓口となることを希望 する」欄にチェックを入れた場合	一切の連絡を販売店担当者に連絡し ます。(※)
	上記の欄にチェックを入れなかった場合	申請者に連絡します。
	リース	一切の連絡をリース事業者の事務担 当者に連絡します。

^(※) 手続代行について(交付要綱第8条4~6)

- 5 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、当該依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。
- 6 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

3.2 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-v2h/index.html

インターネットをご利用いただけない場合は、助成金交付申請書の用紙を 郵送することも可能です。

◇申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 14 階 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム 宛

⁴ 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象自動車等を販売する者等に対して依頼することができる。

- 申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・原則として郵送でご提出ください。やむを得ず窓口持参の場合は、電話にて事前 予約をお願いします。予約なしの窓口持参は、対応できない場合があります。
- ・到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方 法をご利用ください。
- ・FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、 必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れて下さい。
- ・封筒の表に「電気自動車等 (V2H) の普及促進事業 申請書在中」と赤字 記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・手書きしていただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・申請者名および金額の訂正は、二重線見え消しの上、フルネームで署名または申請者欄と同一の印を押印してください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません

【機器関係】

- ・申請前にV2Hを処分(※)している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前にV2Hを処分することになった場合は、交付決定せずに取下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前にV2Hを処分していたことが交付決定後に判明した場合は、 交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違 約加算金を請求します。
- ・リース契約期間が処分制限期間(※)より短い場合の申請の可否については、リース契約満了後の予定等により異なりますので、ご連絡ください。
- (※)処分及び処分制限期間については、「4.2 処分の制限」を参照ください。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお 願いいたします。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えと して保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合 には審査対象から除外させていただきます。

4 変更・処分

4.1 軽微な変更

- (1)助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽 微な変更に関する届出が必要になります(変更後の事後届出になります。)。
 - ・申請者の名前の変更 (個人の改姓など)
 - 申請者の住所変更
- (2) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。
 - ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
 - ・変更が確認できる公的書類の写し

4.2 処分の制限(交付要綱第18条参照)

(1)助成金を受領したV2Hには、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
対象となるV2Hの廃棄	V2Hの廃棄日
対象となるV2Hの譲渡・貸与	V2Hの引渡日
V2Hのリース契約満了・途中解約・承継による使用者変更	リース契約終了日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

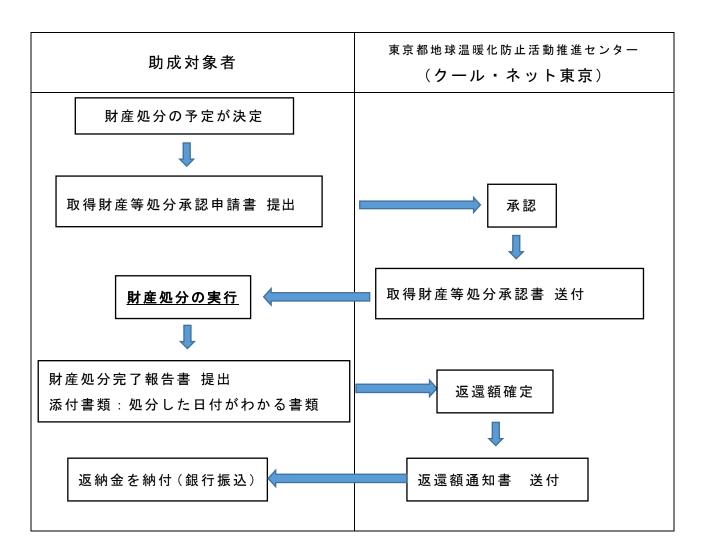
(2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間
V 2 H	6年(72ヶ月)

- ※処分制限期間は、設置日から起算します。
- ※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。**承認前の処分や無届 の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります ので、ご注意ください。**

4.3 処分の手続き

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に助成対象を処分するときは、次のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- ・「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式は、クール・ ネット東京のホームページからダウンロードしてください。
- ・承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで 1 ~ 2 週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から 2 週間以上空けてください。

(2) 処分制限期間内にV2Hを処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

経過期間は、購入日から所有権移転日(売却の場合は引渡日)までの月数で計算します。たとえば、10日に供用開始した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算して72ヶ月となります。

(3)以下の場合は、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分承認後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により使用不能とな り廃棄する	◇自治体発行の羅災証明書 ◇損害額が機器の現在簿価を上回ることの証明
申請者死亡により2親等以内の親族がV2Hを相続し、引き続き使用する(相続人が都内等の助成要件を満たす)	◇申請者の除籍を証明する書類 ◇申請者と相続人の続柄を証明する書類
その他クール·ネット東京が 特に認める場合	◇クール・ネット東京が指定した書類

4.4 その他(交付要綱第より抜粋)

(申請の撤回)

- 第11条 被交付者は、第9条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 被交付者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者 に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りでは ない。
- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定をうけたもの(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
- 4 本事業が終了したときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

- 第14条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第6号様式)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第16条第1項の規定による延滞金を請求した 場合に準用する。
- 5 本事業が終了したときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

- 第15条 公社は、第13条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業が終了したときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

- 第16条 公社は、被交付者に対し、第14条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業が終了したときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第17条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は 遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他 の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺 するものとする。
- 2 本事業が終了したときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

- 第19条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならい。
- 2 被交付者は、前項の書類について、第9条第1項の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から別表第4に掲げる処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかなければならない。

(調査等)

- 第20条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならい。
- 3 本事業が終了したときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

- 第21条 公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

5 提出書類

【申請者が個人の場合】 * No. 1 からNo. 9 までについてはリース事業者の場合も共通

No.	提出書類		備考
1	申請書類チェックリスト		・ホームページからダウンロード
2	助成金交付申請書	第1号様式	・ホームページからダウンロード
3	請求書等	コピー	・請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・CEV補助金の対象機器一覧に記載されているメーカー名・型式が確認できること ・機器本体価格が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること
4	領収書	コピー	・宛名が申請者と同一名義であること ・機器本体価格が確認できる領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可(依頼人・受取人・日付・金額の記載があること) ・工事費との合算の場合は、「電気自動車等の普及促進事業(V2H)対象機器に関する領収書内訳」を提出すること
5	保証書	写し	・型式、シリアル番号、保証開始日が記載されていること ・住宅新築と同時に設置の場合は、「電気自動車等の普及促進事業(V2H)対象機器 が新品かつ未使用品であることの証明書」を提出すること

No.	提出書類		備考
			・以下の写真2点を撮影すること。印刷方法は特に指定はない。
6	写真		・V2H本体の写真(本体全体がわかるもの)
			・V2Hのシリアル番号を接写した写真(シリアル番号が読み取れるもの)
			・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること
7	振込口座が確認できる書	l コピー	・通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
'	類		・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
			・当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可
			・モジュールのカタログ等のコピー
	太陽光発電システムのモ		・モジュールの保証書のコピー
8	ジュールの認証がわかる		・太陽光発電システムに係る国、都、区市町村等の補助金の交付決定通知書
	書類		・上記の補助を受けていない場合等は、系統連系協議書、電力供給会社発行の購入電力
			の領収書等のコピー
	太陽光発電システムの電		・電力供給会社と電力需給契約を締結した書面のコピー(系統連系協議依頼書のみでは
0	太陽九光電ンペテムの電		不可)(例):接続契約のご案内、特定契約のご案内
9	ることがわかる書類		・電力供給会社発行の購入電力の領収書等のコピー
	ることが17かる音類		・購入実績お知らせサービスの画面 等
			・受付日時点で発行日から3か月以内のもの
1.0	住民票または印鑑証明書	原本または	・住民票の場合は、マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされている
10		コピー	こと
			・お住まいの区市町村で取得
11	その他公社が必要と認め		ひ声に ウドマハ なんこ せんこん t 担 会に 担 U
11	る書類		・必要に応じて公社から求められた場合に提出

【申請者がリース事業者の場合】 ※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのものが必要。

No.	提出書類		備考		
*	* P15~16 の「申請者が個人の場合」のNo. 1 からNo. 9 までについては、リース事業者の場合も共通				
12	誓約書(貸与先)	第2号様式	・ホームページからダウンロード		
13	住民票または印鑑証明書(貸与先)	原本または コピー	・注意事項は No10 と同様		
14	登記事項証明書または印鑑証明 書明書(リース事業者)	原本または コピー	・受付日時点で発行日から3か月以内のもの		
15	法人都民税納税証明書(リース事業者)	原本またはコピー	・直近の事業年度のもので、完納しているもの(未納額がないもの) ・都税事務所で取得 ※都外のリース事業者が申請する場合は、当該所在地の法人住民税納税証明書		
16	リース契約書	コピー			
17	貸与料金の算定根拠明細書	第 10 号様式	・ホームページからダウンロード		
18	その他公社が必要と認める書類		・必要に応じて公社から求められた場合に提出		

(参考) 関連ホームページのご案内

- 本事業のホームページ
 - 電気自動車等の普及促進事業(V2H)
 https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-v2h/index.html
- 〇 関連事業のホームページ
 - 電気自動車等の普及促進事業(EV・PHV車両)
 https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html
 - 電気自動車等の普及促進事業(外部給電器)
 https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html
 - 充電設備導入促進事業(集合住宅)
 https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/mansion-evcharge/index.html
 - 充電設備導入促進事業(事務所・工場等)
 https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/office-evcharge/index.html

東京都

電気自動車等の普及促進事業 (V2H ビークル トゥ ホーム) 助成金申請書類作成の手引き

口発行・編集 令和 2 年 12 月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

T 163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NS ビル 14 階

TEL: 03-5990-5068